

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 「鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町とする。

(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- (2) 第3条第1項第2号に関すること。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有。
 - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 幹事会は、個別に協議すべき案件がある場合、別表2に掲げる構成員の要請により、分科会を設置することができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第7条 千代川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に設置するダム洪水調節機能部会をもって当ダム洪水調節機能部会とし、結果等については協議会が報告を求めることとする。

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会・部会は、原則非公開とし、幹事会・部会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課に置く。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

（附則）本規約は、平成29年5月18日から施行する。

平成30年2月7日改正
令和元年5月29日改正
令和2年5月27日改正
令和3年1月25日改正
令和3年6月2日改正
令和4年2月25日改正
令和4年5月26日改正
令和5年6月5日改正
令和6年6月5日改正
令和7年6月3日改正

別表1

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会

(委 員)	鳥取市長
	岩美町長
	若桜町長
	智頭町長
	八頭町長
	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長
	気象庁 鳥取地方气象台長
	鳥取県 危機管理部長
	鳥取県 農林水産部長
	鳥取県 東部農林事務所長
	鳥取県 東部農林事務所八頭事務所長
	鳥取県 企業局長
	鳥取県 県土整備部長
	鳥取県 鳥取県土整備事務所長
	鳥取県 八頭県土整備事務所長
(オブザーバー)	国土交通省 中国地方整備局 河川部
	農林水産省 中国四国農政局
(事務局)	鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

別表2

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会 幹事会

(構成員)	鳥取市 危機管理部長
	鳥取市 都市整備部長
	鳥取市 下水道部長
	鳥取市 農林水産部長
	岩美町 総務課長
	岩美町 農林水産課長
	岩美町 建設水道課長
	若桜町 総務課長
	若桜町 地域整備課長
	若桜町 経済産業課長
	智頭町 総務課長
	智頭町 地域整備課長
	智頭町 山村再生課長
	智頭町 水道課長
	八頭町 総務課 防災室長
	八頭町 建設課長
	八頭町 産業観光課長
	八頭町 上下水道課長
	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 副所長
	気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
	林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 鳥取水源森林整備事務所長
	鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長
	鳥取県 農林水産部 農業振興局 農地・水保全課長
	鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長
	鳥取県 東部農林事務所 地域整備課長
	鳥取県 東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 参事
	鳥取県 企業局 工務課長
	鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局まちづくり課長
	鳥取県 県土整備部 河川港湾局長
	鳥取県 県土整備部 河川港湾局治山砂防課長
	鳥取県 鳥取県土整備事務所 副所長兼計画調査課長
	鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長
	鳥取県 八頭県土整備事務所 副所長兼計画調査課長
	鳥取県 八頭県土整備事務所 河川砂防課長
(オブザーバー)	国土交通省 中国地方整備局 河川部
	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部
	鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課
(事務局)	鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、野坂川、大路川、八東川、私都川、蒲生川、小田川、塩見川、河内川、勝部川、日置川のほか、一級河川千代川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
鳥取県東部地区県管理河川の減災に係る
取組方針（第２期方針）

令和６年６月５日

鳥取県東部地区 流域治水及び減災対策協議会

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、
気象庁鳥取地方气象台、国土交通省中国地方整備局、
鳥取県

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 県管理河川の特徴
 - (1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況
 - (2) 過去の洪水による被害状況
 - (3) 流域の抱える問題点
4. 現状の取組状況と課題
 - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - (2) 水防に関する事項
 - (3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
 - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
 - (5) 防災教育等に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
 - (1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
 - (2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
 - (3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供
7. フォローアップ

改定履歴

平成30年2月7日 第1期（計画期間：平成29年度～令和3年度）策定
 令和元年5月29日 改定 平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難の有り方研究会の提言等を追加
 令和2年5月27日 改定 令和元年「水防対策検討会」及び「防災避難対策検討会」に係る提言等を追加
 令和4年5月26日 第2期（計画期間：令和4年度～令和8年度）策定
 令和5年6月5日 改定 鳥取市の取組等を追加
 令和6年6月3日 改定 組織名変更

1. はじめに

鳥取県では、人口減少・少子高齢化が進む状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、地域の豊かな資源や特性を活かして将来にわたり発展していくため、『鳥取県令和新时代創生戦略（令和2年3月策定、令和3年4月改定）』において、「とっとり創生による持続可能な地域社会の実現」を目指す姿として掲げ、人口減少対策など鳥取発の地方創生に向けた取組を推進している。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が多発している中、『鳥取県国土強靱化計画（第2期計画）（令和3年3月）』を策定して、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に取り組んでいる。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度がさらに高まることが懸念される。

本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっている。

このため、国管理の大河川だけではなく、県管理の中小河川においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められている。

県内河川は全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短い上、河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。その上、県管理河川の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多いため、治水安全度が確保できていない河川も存在する。さらに県管理河川は、国管理河川に比して、格段に河川数が多く総管理延長も長いことから、河川状況の詳細な把握が困難な状況となっている。

また、本県では、人口減少、少子高齢化が顕著に進んでおり、地域コミュニ

ティの変化に伴い、「自助」・「共助」による避難行動のほか、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

こうした背景や経緯を踏まえ、県東部の県管理河川においても、河川管理者、沿川市町等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会」を平成29年5月18日に設立した。さらに、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため「鳥取県東部地区 流域治水及び減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）として令和4年2月25日に組織改正を行った。

本協議会では、県管理河川の特性や治水事業の現状、本県の実情を踏まえ、令和3年度までに行う減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「千代川圏域県管理河川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、これを推進してきたところである。

令和4年度を迎え、本協議会では令和3年度までの取組方針に引き続き、令和8年度までの「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指した防災・減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、「鳥取県東部地区県管理河川の減災に係る取組方針（第2期方針）」としてとりまとめたところである。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関で進捗状況を共有し、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うとともに、国・県・関係市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進して、社会全体で洪水に備える「水防意識社会」を再構築していくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条第1項第2号に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
鳥 取 市	市長
岩 美 町	町長
若 桜 町	町長
智 頭 町	町長
八 頭 町	町長
国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
気 象 庁	鳥取地方気象台長
鳥 取 県	危機管理部長
〃	農林水産部長
〃	東部農林事務所長
〃	東部農林事務所八頭事務所長
〃	企業局長
〃	県土整備部長
〃	鳥取県土整備事務所長
〃	八頭県土整備事務所長

3. 県管理河川の特徴

(1) 県管理河川の特徴と整備及び管理の状況

○県管理河川の特徴

県内河川は、全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく河川延長が短く河床勾配も急であるため、降雨のピークから流出までの時間が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多い。

○県管理河川の整備及び管理の状況

県管理河川の整備は、限られた予算の中で効率的・効果的な対策を進めるため、浸水常襲地区や市街地等の水害リスクの高い地区など緊急性の高い河川を重点整備しているところであり、現状の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多い。

県管理河川の河川数と延長は、45水系295河川・約1,300kmであり、国管理河川の3水系15河川・約122kmに対して、格段に河川数は多く延長も長いことから、水位観測などが十分に行われていない河川も多く、河川状況の詳細な把握が困難な状況である。

また、流域内に多数の河川をかかえ、管理延長も長いことから、出水が複数箇所と同時に発生した場合、情報伝達等が複雑となる問題を抱えている。

○河川管理施設の老朽化の進行

鳥取県の既存の河川管理施設の多くは、老朽化が進行しており、今後の維持管理・更新費等の増大が見込まれており、財政面での制約がある中、適切な機能維持や補修、更新が困難となることが懸念されている。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和51年9月台風17号洪水

台風17号の影響で県東部を中心に記録的な大雨をもたらし、大路川流域で365戸、塩見川流域で71戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

○昭和54年10月台風20号洪水

千代川において戦後最大流量（行徳地点、約4,300m³/s）を観測した洪水である。治水事業の進捗により直轄管理区間において堤防決壊被害は発生しなかったが、鳥取平野においては大規模な内水氾濫（浸水家屋1,355戸）被害が発生した。

大路川流域では547戸、蒲生川流域でも29戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

○平成2年9月台風19号洪水

台風19号の影響で県内各地で雷を伴った大雨となり、岩美町岩井では総雨量521mm、24時間雨量で352mmを観測した。

塩見川流域では85戸、蒲生川流域でも126戸の家屋浸水が発生するなど、甚大な被害があった。

○平成25年9月洪水

降り始めの8月30日9時から9月4日24時までの降水量が、岩美町岩井で307.0mm、鳥取で297.0mmを観測し、この影響で、鳥取県では重傷者が1名、床上浸水が3戸、床下浸水が11戸のほか、道路冠水や土砂崩落により交通機関に大きな乱れが発生した。

大路川流域においては、河川の増水により支川の一部で浸水被害があり、鳥取市街地の約15,000人を対象に避難勧告が発令された。この流域は、市街化が進み災害ポテンシャルが高く、堤防決壊等が発生すれば大きな被害となることが予想されるが、実際の避難者はわずかであった。このことから、住民にとってわかりやすい情報発信と確実な伝達、更なる防災教育や意識啓発の必要性があらためて認識された。

○平成30年7月豪雨等

鳥取県内では大雨特別警報が初めて発表され、7月3日0時から9日10時までの降水量は、智頭町智頭508.5mm、鳥取市佐治町483.0mm、若桜町若桜447.0mmなど平年の7月1カ月の2倍以上の降水量を5日余りで更新するなど県東部を中心に記録的豪雨となった。この結果、公共土木施設や農林施設等に極めて甚大な被害が発生した。河川の状況としては、千代川が戦後2番目の流量となり、県管理の4河川（大路川、塩見川、勝部川、私都川）でも氾濫危険水位に到達するなど、広島県、岡山県、愛媛県と同様の甚大な人的被害や住家被害が発生する危険が差し迫った状況にあった。

また、この年の9月末からの台風24号が豪雨をもたらし、県中西部を中心に公共土木災害等が発生。7月豪雨災害と合わせ平成最大の公共土木施設被害額となった。

○令和3年7月豪雨

鳥取県内では、中・西部を中心に線状降水帯の発生による非常に激しい雨が降り続き、この年の6月から提供が開始された「顕著な大雨に関する情報」が初めて発表され、鳥取市青谷観測所で7月6日から7日にかけて、7月の観測史上1位となる24時間雨量279mmを記録する大雨となった。日置川沿川の鳥取市青谷町駅南地区では、内水氾濫により床上浸水が3戸、床下浸水が12戸のほか、各地で道路冠水や土砂崩落により交通機関に大きな乱れ

が発生した。

(3) 流域の抱える問題点

○人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下

人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されている。

また、本県では近年大規模な水害を経験していないこと、人口減少・少子高齢化による避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在等により、避難誘導が困難な状況になってきている。

住民の自助・共助の取組を一層広め高めるとともに、住民避難に関しても地域と行政の連携を一層推進する必要がある。

○危険な場所からの立ち退き避難

住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水深が大きい区域並びに長期間浸水が継続する区域からの立ち退き避難を強力に促す必要がある。

○市町村・住民等の適切な判断・行動

河川管理者等から提供される防災情報のわかりにくさや説明不足等もあり、避難情報（避難指示など）や防災気象情報（特別警報等の防災気象情報、氾濫危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、河川氾濫浸水深や土砂災害警戒区域等のハザード情報など）の意味（とるべき行動を含む）が住民に十分に浸透しておらず、危険性に対する行政と住民の認識に差がある状況にある。

また、避難情報、防災気象情報が空振りとなることを許容する住民の意識醸成や、リードタイムを取って発出されていることへの理解が不十分であることから、避難情報の早期発出が逆効果（住民の避難情報に対する信頼を低下）という状況もある。

一方、市町村の防災担当者の水害に対する経験やノウハウの蓄積が不十分な場合もあり、いざというときに適切に判断し行動することができないことが懸念される。

○安全で安心して過ごせる避難所の開設

乳幼児・高齢者・障がい者等要配慮者だけでなく、多くの人にとって避難所の環境が十分でないことが避難行動を躊躇させる要因の一つとなっていると思われる。また、開設した避難所の情報が住民に正確に伝わらず、安全性に疑問が持たれた例があった。

○水防体制の脆弱化

水防団員の減少・高齢化等が進行し、水防活動に従事する人員の減少が見込まれる中で、近年、水防活動は量的にも質的にも増加しており、多岐にわたる水防活動を的確に実施できなくなることが予想される。

○「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

鬼怒川での水害では、堤防の未整備箇所が決壊したが、河川整備を進めるためには上下流バランスの確保等を図る必要があり、また財政等の制約もあることから、氾濫の危険性の高い区間であっても早期に解消することが困難な場合があり、大規模な洪水に対して被害の軽減を図るためには、従来の「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することには限界がある。

また、令和元年東日本台風（19号）では越水による堤防決壊が相次ぎ、堤防決壊を完全に阻止することは困難であることを認識させられたことから、決壊までの時間を稼ぐ対策としての堤防強化を重点的に進め、あわせて特に越水が顕著であったバックウォーター区間では河道掘削・樹木伐採による河積の確保も行い、安全な住民避難につなげる必要がある。

○正常性バイアスによる避難の遅れ

「自分は災害にあわないという思い込み」や平成30年7月豪雨の被災地で見受けられた「洪水や土砂災害による被害を受けても2階に逃げれば大丈夫だと思った」などの正常性バイアスを打破し、災害を我がこととして考え、住民自身による自発的で適切な避難行動を促す取組が必要である。

○適切な避難のための情報提供・共有

・中小河川の水害リスク情報等の提供

県管理の中小河川においては、洪水の到達時間が短く、避難のためのリードタイムを確保することが困難な河川が多いことなどから、浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が進んでいない。

水位周知河川等に指定されていない河川においては、避難指示等の発令を支援するための水位情報が提供できていない。

直轄河川の支川など浸水リスクの高い箇所においては、バックウォーター現象による氾濫が発生することを前提として、河川情報の発信を強化し、早期の住民避難につなげる必要がある。また、越水状況や決壊箇所など氾濫発生に関する情報を確実に発信し、安全な住民避難に繋げる必要がある。

- ・水害リスク情報等の市町村長への確実な伝達

緊急時における河川管理者からの情報は「ホットライン」により市町村長に伝え、確実な避難指示等の発令に繋げていく必要がある。

- ・樋門・水門、排水機場等の操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備
住民に樋門・水門、排水機場等の機能を理解してもらい、これらの操作を勘案した警戒避難情報の連絡体制を整備し、住民へ早めの避難行動を促す必要がある。

- ・切迫感のある避難情報、早期・確実な伝達

現在の防災情報の表現や内容、情報発出単位（例えば、〇〇市全域などの広域）では、十分に切迫感が感じられないと思われる。また、避難情報が就寝時間帯に発出された場合や屋外拡声器のみの防災行政無線の場合は、避難情報が確実に伝達できていない状況がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画作成と避難訓練の確実な履行

平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化された。作成した計画に基づく平時からの継続的な避難訓練の実施により、避難の実効性を確保していく必要がある。

○内水対策の検討

内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討しておく必要がある。

○流域一体となった総合的な流木対策の検討

流木を原因とする災害に対する対策は、これまで各分野で個別に実施しており、より効率的に行う必要がある。

○ダム放流の安全・避難対策

計画規模を超過する降水に対して、事前放流等により貯水容量を十分に確保するダム操作などの対応が求められていることから、できるだけ正確なダム放流予測ができるよう、高精度なダム流入量予測システムの導入が望まれる。加えて、多目的ダムや利水ダムについても、関係機関で情報共有を図り、可能な限り事前放流等を行い流域全体で洪水調節容量を確保することが重要。

また、県河川では、ダムの持つ機能やダム放流に伴うリスク（浸水エリア）等の住民周知が不十分であり、適切な避難行動がとられないおそれがある。

さらに、ダム放流時に警報局及び警報車によりサイレン吹鳴や放送を行っているが、ダム放流情報が確実に住民まで伝達できていない可能性があり、また、リードタイム（避難に要する時間）を考慮した早期伝達できていない状況にあることから、ダム機能の理解と併せ流域住民の安全な避難行動に結びつく効果的な広報の方法について検討する必要がある。

以上の課題を踏まえ、鳥取県東部地区県管理河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

鳥取県東部地区県管理河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	課題番号
想定される浸水リスクの地域住民への周知	現状 ○水位周知河川（野坂川、大路川、八東川、私都川、蒲生川、小田川、塩見川、河内川、勝部川、日置川）については計画規模降雨、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域は公表している。 ○水位周知河川等以外の河川の浸水リスク図についても、鳥取県独自の簡易手法（「鳥取方式」）により実施し公表した。 ○計画規模のハザードマップ（HM）は全戸配布して周知している。市町のホームページ等でも公表している。	
	課題 ●ハザードマップ等の目的や使い方が住民に十分理解されていないことが懸念される。	A
	●水位周知河川等以外の河川の想定最大規模降雨における浸水リスク（浸水範囲、浸水深等）が把握できていない。	B
	●外国人、障がい者、孤立地域等に対して確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。	C
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	現状 ○河川水位や雨量情報等を県ホームページ（防災情報）等で情報提供している。 ○水位周知河川等について、河川水位に応じた「水防警報」や「避難判断水位」を定め、関係市町向けに通知している。（関係市町：FAX） ○河川管理者（鳥取県土整備事務所長、八頭県土整備事務所長）と関係市町長との情報伝達の手段として「ホットライン」を構築している。 ○各水位を水位到達メールで水防担当者に自動配信している。	
	課題 ●防災行動計画（タイムライン）及びホットラインについて、今後運用しながら検証し、必要に応じて改善を図っていく必要がある。	D
	●水位観測箇所避難判断水位等が設定されていない箇所があり、住民避難や水防活動に十分に活かされていない。	E
	●市町と河川管理者等と情報共有し、予め情報等を整理しておく必要がある。	F

項目	現状と課題		課題番号
避難指示等の発令基準	現状	○域防災計画に発令基準を定めているが、河川水位のみならず水位上昇速度、降雨や雨域の変化、上流部の雨量等、気象状況等を総合的に判断して発令している。	
	課題	●出水時においては、県管理河川だけでなく、その他河川や急傾斜地等も危険な状況が想定され、避難指示等の判断が難しい。	G
		●洪水規模に応じた段階的な発令基準を検討する必要がある。	H
		●市町長に対し、助言を行う者の育成が必要である。	I
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	○防災行政無線の戸別受信機や屋外スピーカー、公用車や水防団の拡声器等で避難情報等を発信している。 ○各種情報をＬアラート、あんしんトリピーメール、地デジデータ放送、ホームページ、ケーブルテレビ、緊急速報メール等の様々な手段で伝達している。	
	課題	●事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。（防災情報の意味や、それによりとるべき行動が分かりにくい）	J
		●地域の自主防災組織等のみならず、外国人や避難行動要支援者等に対しても、的確・迅速に伝達する体制を検討する必要がある。	K
		●住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。	L
避難場所※ ¹ 、避難所※ ² 、避難経路	現状	○避難所、避難場所を指定し、ハザードマップ、HP、広報誌等で周知している。	
	課題	●避難所で十分な収容人員が確保できない場合、広域的な連携と輸送方法の検討、特に要配慮者への支援体制の確立が必要である。	M
		●避難経路は、災害状況等により適切な経路が異なるため、慎重に検討する必要がある、安全性の確保、広域避難、緊急（一時）避難所（集落公民館等）への支援体制を構築することが必要である。	N
避難誘導体制	現状	○集落の自治会、消防団員のほか、消防職員、警察官の協力を得ながら実施している。 ○各施設の管理者、役場担当課職員などにより実施している。	
	課題	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に対する避難誘導の計画について検討が必要である。（広域連携の場合の具体的な避難誘導方策と体制の検討等）	O
		●高齢化の進行等により要支援者が増加しているため、地域の自主防災組織の協力等、地域ぐるみでの防災・避難体制の確立が必要である。	P

※1 避難場所：災害対策基本法第49条の4（同施行令第20条の3）に規定する施設又は場所

※2 避難所：災害対策基本法第49条の7（同施行令第20条の6）に規定する施設

(2) 水防に関する事項

項目	現状と課題		課題 番号
河川水位等に係る情報提供	現状	○県から市町村へはファックス、Ｌアラート、あんしんトリピーメール、水位到達メール等で情報提供している。 ○市町から水防団へは電話、メール、ＳＮＳ等を利用して情報提供している。	
	課題	●連絡手段が電話・携帯電話であるため、災害時に回線が途絶したり繋がりにくくなる可能性がある。	Q
		●気象が激甚化・集中化する中で、水防団（消防団）へのメール配信システムの導入など、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。	R
河川の巡視区間	現状	○出水期前に、河川管理者及び関係市町で洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を行っている。 ○出水時には、必要に応じて職員、消防団が巡視等を行っている。	
	課題	●水防団（消防団）組織がない地域では、巡視対応ができない。	S
		●河川延長が長いため、水防団（消防団）員のみで全区間を巡視することは困難である。	T
水防訓練	現状	○国、県、市町で水防訓練、水防講習会を実施している。 ○独自の水防訓練等を行っている市町もある。	
	課題	●県の訓練に参加しているが、町内での水防訓練を実施する必要がある。	U
		●東中西部の３か所で持ち回り実施のため、３年に１回の開催となっており、水防技術の習熟度の低下が懸念される。さらに、近年はコロナ禍で実地訓練が十分に出来ていない。（web講習のみ）	V
水防資機材の整備状況	現状	○国、県、各市町で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄しており、適宜補充している。	
	課題	●道路の通行止めの可能性や浸水想定区域内の立地等を考慮し、分散配置等、洪水時に適切に資機材が配備可能か検討する必要がある。	W
		●気象状況が激甚化していく中、水防資機材の備蓄量が適切かどうか確認する必要がある。	X
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	○庁舎や病院が浸水想定区域内に立地している市町もある。	
	課題	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。	Y
		●浸水状況によっては、交通手段が寸断される恐れがあるため、移動手段の検討が必要である。	Z

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	○国、県は排水ポンプ車を保有し、排水機場を整備しており、出水に備え点検、訓練等を行っている。	
		○排水機場、水門、排水樋門等は操作規則を定め、鳥取市へ操作委託を行っている。	
	課題	●樋門等の操作員等が避難した場合、洪水収束後の現場復帰や復帰できない場合の対応について検討が必要である。	AA
		●排水施設、排水資機材の保有について、消防ポンプ等での対応を考えており、現時点では導入の考えはないが、今後の状況によっては検討が必要である。	AB
		●想定最大規模降雨による洪水に対する排水計画の策定と排水ポンプ車の運搬・配置計画の検討が必要である。	AC

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
堤防等河川管理施設の現状および今後の河川整備	現状	○河川整備計画等に基づき、各河川毎に目標を設定して整備を実施している。(塩見川、浜村川、大路川、湖山川、大井手川、野坂川、蒲生川、勝部川、八東川、私都川等)	
	課題	●現状では、各河川毎に設定された治水安全度に到達していない。	AD
		●越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばすような堤防構造を検討していく必要がある。	AE
河川管理用通路等の状況	現状	○河川管理用道路が整備されていない、又は整備されていても車両が侵入できない箇所がある。	
	課題	●河川巡視、水防活動に支障がある。	AF

(5) 防災教育等に関する事項

項目	現状と課題		課題番号
小中学生等を対象とした防災教育	現状	○小中学校等と連携した水害(防災)教育を実施している。	
	課題	●学校と連携した防災訓練の実施が必要である。	AG
		●学校の教職員を対象とした研修・訓練の実施が必要である。	AH
地域住民に対する防災知識の普及	現状	○地域住民からの要請で出前講座を実施している。	
	課題	●防災リーダーの養成が必要である。	AI
		●町防災担当、福祉関係職員、民生児童委員、社会福祉協議会職員、自治会、まちづくり委員会等との連携が必要である。	AJ
		●市町長に対し助言を行う者の育成や河川防災担当職員を対象とした研修の実施が必要である。	AK

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和8年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

河川整備率が低く、また、急流河川で水位上昇が急激な県管理河川の特性を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し、ハード整備とソフト対策が一体となった、とっとりらしい防災・減災対策に取り組み、「地域防災力の強化」「安全・安心で活力ある地域づくり」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化
- ②鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策
- ③住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・ 人口減少、少子高齢化が進行する中、正常性バイアスを打破し、住民が自発的に適切な避難行動をとれるように、本県の強み「人と人の絆」を活かした支え愛防災マップづくりやマップを活かした防災訓練、「体験型」「実践型」の防災学習・教育等を通じ、自助・共助の学習や地域コミュニティの形成など、地域防災力の強化を図る。（継続実施）
- ・ 行政と地域が連携して避難体制を構築することが重要であり、そのためには、防災リーダーの育成を推進する。地域における防災リーダーは、災害時に戸別の声かけによって避難を促進し、地域で要配慮者の避難行動を支援するなど地域の防災力向上の牽引者であり、また、行政と住民をつなぎ、自助・共助・公助が一体となった防災体制の要となる者である。
- ・ 行政から出される防災情報は、具体的で誰にでもわかりやすい内容で発信され、住民に確実に伝達されることが必要であり、また、緊急時には切迫性を持った情報発信が必要であるため、住民の理解と行動が向上するよう、啓発、浸透に一層努める。
- ・ 水防活動の効率化や水防体制の強化を図るため、洪水に対しリスクの高い河川堤防の脆弱部（越水、侵食、浸透）を重点監視区間に定め、重点的に点検するとともに、河川監視カメラや簡易水位計等を設置するなど、市町村、水防団等と情報共有できる基盤整備を進める。（継続実施）
- ・ 鳥取大学と連携し、ICTを活用した危険箇所の定期観測・経年データ蓄積、点検を担う人材育成（防災ボランティア、住民等）などを進め、鳥取方式による地域と一体となった水防・河川管理を推進する（継続実施）とともに、流下能力対策等のハード対策を着実に実施する。（継続実施）あわせて、バックウォーター区間などの堤防強化対策を進める。（継続実施）
- ・ 避難行動要支援者の増加や昼間の防災の担い手不在による避難誘導の困難さ、県管理の中小河川における急激な水位上昇など、鳥取県の実情や県管理河川の現状を踏まえ、早めの避難判断基準等の運用を継続する。（継続実施）
- ・ 浸水深等をより実感できるよう電柱等への浸水深表示などを行う。（継続実施）

施)

- ・ 洪水浸水想定区域等に基づき、避難場所等を検討・設定し、ハザードマップや支え愛防災マップへ反映するとともに、防災行動計画（タイムライン）を作成し、これに基づく訓練等を実施し、検証及び充実を図っていく。（継続実施）
- ・ 要配慮者利用施設における避難体制確保のため、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援する。（継続実施）
- ・ 水門・樋門、排水機場等に係る地元住民への水害リスクの周知や警戒避難情報等の連絡体制の整備を行うとともに、これらの運用規則の点検・確認を行う。（継続実施）
- ・ 内水被害の危険性のある箇所を把握し、警戒避難情報の連絡体制や被害軽減策を検討する。（継続実施）
- ・ ダム放流情報の関係機関への伝達方法を確認するとともに、住民への確実な伝達方法の検討を行う。また、ダム放流伝達訓練や、ダムの貯留及び放流の影響を考慮した防災情報伝達訓練を実施する。（継続実施）
また、ダムの治水能力を上回る事象が発生した場合のリスクを事前に市町村や住民に十分に周知するとともに、多目的ダム・利水ダムも含め適切なダム操作について関係者との調整等を行っていく。（継続実施）
- ・ 「流域一体となった総合的な流木対策計画」に基づき、森林、砂防・治山施設、ダム・ため池、河川等の各管理者と連携して対策を進める。
- ・ 利用しやすい避難所等の整備は避難率を上げることにつながるため、資機材等の環境整備を図ることや、避難対象地域から遠くない安全な施設を選定し、迅速に開設するなど、障壁となる要素を排除し、あらゆる人が避難しやすい避難所環境を確保するよう努める。

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－２参照）

(1) 鳥取県の強み「支え愛」による地域防災力の強化

主な取組項目	課題 番号	目標時期 (年度)	取組機関
<地域の防災体制づくり>			
■地域の支え愛防災マップづくりを通じた地域防災力向上の取組			
防災学習、出前講座等の実施	A, L, AI	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
現場点検やワークショップを交えた支え愛 防災マップの作成支援	A, L, P, AJ	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県
支え愛防災マップ等を活用した防災訓練の 実施	A, L, P, AJ	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県
■住民主体の防災体制づくりの推進			
防災リーダーの育成	A, L, P, AI	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台
自主防災組織等の研修、講師の派遣	A, L, P, AI	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
自主防災組織への支援と消防団活動への 理解促進と両者の連携		継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県
■安全で安心して過ごせる避難所の開設			
必要な資機材の整備及び迅速な配備態勢 の構築		継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 中国地整
家庭における防災備蓄の充実と避難所へ の持参、持ち寄りの啓発		継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、八頭町、 鳥取県、中国地整
住民による避難所自主開設の体制整備や 円滑な避難のための支援組織等との連絡体 制強化		継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、鳥取県、 中国地整
<住民の水害に対する心構えと知識を備える方策>			
■防災学習・教育、意識啓発			
鳥取型防災教育の充実・拡大・促進（体験 型・実践型で水害の危険性を学習）	A, L, AG, AH	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整

水害・土砂災害等に関するシンポジウム	A, L, AI	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 気象台
地域の防災学習会、出前講座等	A, L, AI	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
■行政等の防災力向上			
河川管理者及び市町村長、防災担当者への研修	G, I, AK	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
市町村と要配慮者施設との情報伝達・共有 化の体制づくり	C, K	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町

(2) 鳥取方式による地域と一体となった効率的な水防・河川管理の実施と治水対策

主な取組項目	課題 番号	目標時期 (年度)	取組機関
<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用したハード対策の推進>			
■洪水を未然に防ぐためのハード対策の推進			
重点的な流下能力対策の推進 (バックウォーター区間含む)	AD	継続実施	鳥取市 鳥取県
堤防の浸透対策、パイピング対策を実施		継続実施	鳥取県
計画的な予防保全型維持管理の推進	AF	継続実施	鳥取県
■危機管理型ハード対策の推進			
県管理河川において、堤防天端の保護を 目的とした舗装等を実施	AE	継続実施	鳥取県
<河川・堤防機能の脆弱性評価を活用した水防体制の強化・効率化>			
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
重点監視区間の設定と河川監視カメラ・ 水位計・量水標等の設置等	E, S, T	継続実施	鳥取市 鳥取県
■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
I C Tの導入による危険箇所の定点観測と 経年データの蓄積	S, T	継続実施	鳥取県
点検を担う人材育成(一般住民、防災ボラ ンティア等)	S, T	継続実施	鳥取県

出水時における水防団・市町村との連携・役割分担の検討	S, T	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
地域住民からの情報提供等の双方向での連絡体制の構築	Q	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
重要水防箇所の見直しと水防団との共同点検及び水防資機材の確認	W, X	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整
水防に関する広報の充実 (水防団確保に係る取組)	S, T	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 鳥取県
水防団間での連携・協力に関する検討	S, T	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
総合防災訓練・水防講習会の実施	U, V	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
河川防災ステーションの活用	V, X	継続実施	岩美町、鳥取県
<平成29年九州北部豪雨や台風豪雨を踏まえた警戒避難体制の整備・対策>			
■既存施設の運用・警戒避難体制の整備・対策等に関する取組			
浸水常襲地区等における排水施設・資機材及び樋門等の確実な運用と警戒避難体制の整備、排水対策の推進	AA, AB, AC	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整
ダムの柔軟な運用について、操作規則等の総点検の実施		継続実施	鳥取県
ダム放流情報の伝達方法や連絡体制の検討及び訓練の実施		継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、八頭町 鳥取県、中国地整
■流域一体となった総合的な流木対策の推進			
流木による閉塞トラブルスポットの抽出と代表流域における総合的な流木対策の推進		継続実施	鳥取県
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	Y	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策（耐水化、非常用発電等の整備）	Y, Z	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町

■ダム放流の安全・避難対策			
利水調整関係者協議と事前放流の積極的実施に関する利水調整		継続実施	鳥取県
流入量予測の精度向上		継続実施	鳥取県、中国地整
ダム下流の浸水想定区域図の作成		継続実施	中国地整
水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等新たな情報発信方法の検討		継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、鳥取県 中国地整
ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める		継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、鳥取県 中国地整
堆砂対策の推進		継続実施	鳥取県、中国地整
ダム機能、ダムの放流によるリスクの住民周知		継続実施	鳥取市、若桜町 智頭町、鳥取県 中国地整
避難タイムライン作成、避難訓練の実施		継続実施	鳥取県

(3) 住民の避難を促す鳥取県の実情を踏まえた水害リスク情報等の提供

主な取組項目	課題 番号	目標時期 (年度)	取組機関
＜水害リスク情報等の共有＞			
■水位周知河川等の水害リスク情報等の共有			
水位周知河川等の指定促進	B, E	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
浸水実績等の周知	B	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
■水位周知河川等に指定されていない河川の水害リスク情報等の共有			
想定最大規模の洪水浸水想定区域等の提供	B	R4～R7	鳥取市 鳥取県
■県内河川の現状を踏まえた避難判断等基準の検討			
県の実情を踏まえた早めの避難判断基準（水位）の運用	D	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県
水位周知河川等に指定されていない河川の避難指示等の目安（雨量情報、降雨指標等）の検討	B, E	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 気象台

＜円滑かつ迅速な避難の実現＞			
■住民等の主体的な避難の促進			
住民にわかりやすいハザードマップの作成・改良	A, J, L	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
広域避難等の判断基準や避難場所等の確保についての検討	M, N	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 中国地整
ハザードマップの電子版の公表や想定浸水深等のまちなかでの表示や3次元CG画像公開	L	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県
スマートフォン等の位置情報を活用した情報の入手システムの検討	L	継続実施	鳥取県
ホームページやデータ放送等のわかりやすい画面への改良や説明の表示	J	継続実施	若桜町、鳥取県、 気象台
ホームページやデータ放送等のアクセス方法の周知促進	L	継続実施	鳥取市、岩美町、 若桜町、智頭町、 八頭町、鳥取県、 気象台、中国地整
県管理水位周知河川等の防災行動計画（タイムライン）の市町村との整理・共有、住民への周知、訓練の実施	D, J	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 気象台、中国地整
各家庭毎の「家庭用災害・避難カードの作成」の取組推進	J	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、八頭町 鳥取県
円滑な避難を促すわかりやすい避難情報の伝達文の検討	J	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
河川情報画面の提供先拡大（データ放送、CATV）	L	継続実施	鳥取県
プッシュ型の洪水情報の発信	L, Q, R	継続実施	鳥取県
防災サインの普及促進	C	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県 中国地整

■要配慮者利用施設における確実な避難			
施設管理者への説明会実施	C, K, M, P	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 気象台、中国地整
避難確保計画の作成や避難訓練実施の 支援 (平成 29 年水防法等改正により義務化)	C, K, M, P, AJ	継続実施	鳥取市、岩美町 八頭町、鳥取県 中国地整
■市町村長による避難勧告等の適切な発令のための環境整備			
避難指示等の目安となる河川水位情報の 自動配信	F, Q	継続実施	鳥取県
河川管理者と市町村長とのホットライン の定着	D, F, G	継続実施	鳥取市、岩美町 若桜町、智頭町 八頭町、鳥取県
過去の洪水時の雨量と水位の関係整理	F, H	継続実施	鳥取県、気象台

※目標時期が各機関により異なるため、詳細は別紙－２を参照

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

また、鳥取県国土強靱化地域計画における関連施策とともに、総合的かつ計画的に実施するため、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルによるスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行い、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

大規模洪水時の広域避難計画などの個別課題については、代表地域において国・県・関係市町村が連携してモデル的に検討を行い、協議会・幹事会で検証し、取組を拡大していく。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。



